

京都市上下水道企業管理規程第5号

京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年7月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (7) 労働安全衛生法（以下「法」という。）第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講じる措置に関すること。
- (8) 安全衛生に関する計画の作成，実施，評価及び改善に関すること。

第6条第1項及び第7条中「労働安全衛生法」を「法」に改める。

別表吉祥院水環境保全センターの項中「処理係長」を「施設係長」に改める。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)